

越 監 公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年（2022年）11月に
定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり
公表する。

令和5年1月20日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

令和4年度(2022年度) 第2回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和4年度分）

行財政部

- ・ 財政課
- ・ 行政管理課
- ・ 公共施設マネジメント推進課
- ・ 市民税課
- ・ 資産税課
- ・ 収納課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 調定の時期及び手続きは適正か。 イ 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。
2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
3 過大支出・過少支出が発生するリスク	(1) 旅費の支出について
	ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
	(2) 会計年度任用職員報酬等の支出について
ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。	

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理
 - ④ 基金の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和4年(2022年)10月12日(水)から同年11月28日(月)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、行財政部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、又は今後、所要の対応を図る旨の報告を受けている。今後、対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

- (1) 収納事務において、市税の減免をするにあたり適切な事務処理を行っていないものがあつた。

固定資産税・都市計画税の減免にあたっては、越谷市税条例の規定上、減免を受けようとする者からの申請書等の提出を要することとされている。

当該事務処理の状況について確認したところ、前年度に減免を認める理由とした

状況等が特に変化していないと認められる一部の固定資産について、所要の意思決定手続きもなしに、翌年度以降の各年度における減免申請を求めることなく継続して減免しており、同条例の規定に照らして不明瞭な取り扱いとなっていたものである。（資産税課）

【指導事項】

<収入事務>

（１）収納事務

- ① 納税通知書の発送に係る決裁を受けていなかったもの。（資産税課）
- ② 納期限の設定に誤りがあったもの。（市民税課）
- ③ 私人に委託した収納金の払込期日に係る決裁を受けていなかったもの。

（収納課）

<支出事務>

（２）契約事務

- ① 契約締結に係る決裁を受けていなかったもの。（市民税課）
- ② 検査検収が行われていなかったもの。（市民税課）